イギリスの新しい市場不正行為規制

―その背景と議会審議

の背景上義会審義―

余りに多くの詐欺行為が処罰されずに

行われている

ラージ・レポート(一九九三年)より

はしがき

最大級の部類に入るであろうイギリスの二〇〇金融サービス業を規制する法律として、世界で

施行される予定である。(ごく一部が施行済み。)○年金融サービス市場法が、やっと本年十一月にも最大級の部類に入るであろうイギリスの二○○

規制の中心的役割を演ずる金融サービス機構(F

中

村

俊

夫

大な諸規則の採択・発効は未だ済んでおらず、主SA)の執行(enforcement)のために必要な尨

通過しており、大蔵省の「命令」制定作業も終っいる。この時には、関連諸法の改廃法案も議会を

要部分については十二月一日の発効が予定されて

ていよう。兎も角これで新しい規制体制が整う訳通過しており、大蔵省の「命令」制定作業も終っ

実見こ四年半を要したこれになる。 たのが一九九七年五月のことであったから、そのである。労働党政府が全面的大改革方針を発表し

この遅れの最大の原因は、議会の審議に時間が実現に四年半を要したことになる。

分乍ら本誌で少々紹介する機会があった。第二と して、FSAに与える権限の一つである「市場不 に、FSAをどのように位置付けて、どれだけの あったといえるが、議論が白熱化したのは、第一 という広汎な全金融分野に跨っているから当然で 権限を与えるかであった。これについては、不十

が指摘され、論議が長引いたのである。 **げられよう。FSAに与える多くの権限の一つに** 作業が大詰めになり、盛り込もうとする規制の柱 た。この時期に発表したのは、大蔵省の草案作成 公表する二カ月程前の一九九八年五月六日であっ 表されたのは、大蔵省が新法草案(諮問文書)を 正行為」(Market Abuse) 処罰権限の問題があ の一つとしてブラウン蔵相に断を下すように求め しか過ぎないが、実にさまざまな角度から問題点 この新しい市場不正行為規制の方針が最初に発

たものと想像する。

掛ったことである。規制対象が銀行、証券、保険

民事として広く網を掛けるというのである。ロン 誰でも対象になり、それが従来どおり刑事犯罪と しての訴追に発展することもありうるが、先ずは の罰金額は無制限とし、規制業者以外の者を含む 制裁(civil penalty)を課する権限を与える。そ を指す。FSAに対し、この種の不正行為に民事 る不正行為をいい、インサイダー取引と相場操縦 イトカラー犯罪という)の中でも、市場を利用す 市場不正行為とは、証券犯罪(イギリスでホワ

ドン証券取引所も上場規則違反に対して発行者や 取締役に罰金を課すことができるようにする。つ

多大の負担が要求され、判決までの時間を掛る。 際の訴追件数は大変少い。 つい刑事訴追による立件に慎重になりがちで、実 まり、刑事事件にすると訴追する側も被告側にも (尤も、 多いか少いか

は判断が難しいが。)その間隙を縫って不正利得

な試みである 市場を一挙にクリーンにしようという大変意欲的 で、迅速な摘発と決着が可能になるようにして、

しかし、これはFSAが告発人、裁判官、陪審

を上げる者が出てきても不思議ではない。そこ

証券レビュ 第41巻第9号 為が市場不正行為に該当し、又はしないかを明確 にする規約(Code of Market Conduct)をFS 員の三者を一身に兼ねることであり、罰金の収得

申立審判所(Appeal Tribunal)を設けて、FS 人でさえある。そのため、FSAから独立の不服 Aの決定に異を唱える途を開く。又、いかなる行

> ―SF〇)が既に存在することであり、第二に、 うための重大不正捜査局(Serious Fraud Office では大変であった。一つには、この種の犯罪を扱 いう程度の感想しか持たれないであろうが、議会

さて以上までの所、イギリスも仲々やるわいと

り、それと親昵性のある別な規制を新たに導入し EC人権条約に抵触しないかということであっ た。世界のどこの国でも固有の刑事法体制があ

兼ねていて法卿(Law Loads)もいるのである。 会議員には法律家が多いし、上院は最高裁判所を

%、国際収支上三二〇億ポンド (五兆七千億円)、

イギリス金融サービス業の収益は、

GDP**の七**

の成功物語である。このような世界の金融セン る。これは、ロンドン金融地区「シティ」の一種 一〇〇万人以上を雇用する基幹産業の一つであ

取って代わるものではなくて、それを補完するも のであると大蔵省は位置づけた。 規制は、決して既存の刑事訴訟手続システムに ターたる地位を損なうことなく、単一中央規制機

うな罰金の賦課という形での新しい市場不正行為 が安心して取引できるようにするという。このよ

Aが作成して周知を図り、業者その他市場参加者

ようとすれば、抵抗が避けられない。イギリス国

る。またこれには、アメリカSECの目覚ましい ドン市場の評判を高めよう、大衆投資家を安心さ せ、世界の投資資金を呼び込もうというのであ 市場における不正行為の一掃によってさらにロン

強い意欲が感じられるのである。 あり、アメリカに負けるかという、労働党政府の 活躍と実績に対する羨望と焦燥も垣間見えるので

てみたい。 てきた背景を探り、その後議会審議の大筋を辿っ 大分前置きが長くなったが、まずこの提案が出

一、その背景

であった。

ラージ委員長が規制体制の再検討を諮問された

書が重要であると思う。 背景としては、九○年代に出された二つの報告

ラージ・レポート

マックスウエル事件(一九九一年)によってイ

関であるFSAの創出だけに満足しないで、取引

ラージ・レポートという。本稿冒頭のエピグラム ギリスの証券規制体制は大揺れとなり、大蔵大臣 チームがシティの内外から現行規制体制への不満 委員長が九三年五月提出、公表された報告書を や批判を蒐集した結果、特に多かったものの一つ に何度も繰り返された。SIBのレポート作成 おける発言の中で管弦楽における通奏低音のよう はその中に記された有名な一句であって、議会に の諮問に応じてラージ証券投資委員会(SIB)

ばかりの時期であり、また監督官庁が貿易産業省 あったラージ氏が三代目SIB委員長に就任した 九二年七月というのは、ユーロ債分野の専門家で

(DTI) から大蔵省に替った (六月七日) すぐ

証券レビュー 第41巻第9号

表 1 SIB および自主規制機関の訴追件数

	件数	対非認可業者	対認可業者と代表者
1988/89	18	7	5 (6)
89/90	20	5	13 (2)
90/91	39	14	24 (1)
91/92	32	11	21
92/93	49	5	44
計	158	42	107 (9)

(注) 括弧内数字は暫定認可業者の数。

件)に関与していた。(表1)への訴追において一五○件以上(有罪判決六三

という仕事はあり、

過去五年間で警察又はSFO

の規制機関が摘発する際のSIB権限による援助

はなく、非認可業者による無認可営業の摘発、

他

くなかったのであった。

勿論何もしなかった訳で

ることが覚束ないため、人員・経費を振り向けた

散という事情の下で、SIBがこの分野で成功すい必要な規則作成と政策の立案を最優先の課題にに必要な規則作成と政策の立案を最優先の課題にて、従来のSIBは金融サービス・システム構築にかう。法の複雑性と摘発に関わる責任機関のがし、それは、相場操縦犯罪(旧法第四七条)の訴し、それは、相場操縦犯罪(旧法第四七条)の訴しがつ。法の複雑性と摘発に関わるの事情の下で、SIBがこの分野で成功する。

であった。つまり、ラージ氏は可成りフリー・八後でもあった。世論も、旧体制に対して非難轟々

提言を行う。一つには、イギリス国内規制機関間 無い状況を改善するため、ラージ委員長は各種の 処罰)という点で現行システムに対し全く信頼が の協力態勢の確立の提言があるが、本稿の主題で にも拘らず、多発する証券犯罪の抑圧(摘発と

民

水平的境界の問題は、多くの関係当事者が存在

層話し合いたいとした。

事」と「刑事」の境界線の問題解決の要請が重要 いう。どちらも金融サービス法の下の規制違反に 境界と水平的(horizontal)境界の二つがあると れていなかったものであり、 垂直的 (vertical) である。これは旧法の立法に際し、十分に予期さ ある 「市場不正行為規制」 に即していえば、

うと思わないが、自主規制機関ともども規制執行 者として刑事手続の効率的運営に関心を持たざる 案件の付託までで、訴訟手続分野にまで踏み込も 垂直的境界の問題では、SIBは司法機関への

察官」 (a central "policeman") をシティに置く 相場操縦、インサイダー取引を監視する中央「警 のである。

関連し、分裂があって迅速な対応を妨げているも

り、民事と刑事の相互作用の向上を検察当局と一 が訴追機関と連繫して例えば「有罪答弁取引」 (plea bargain) のテクニックを用いるなどによ

を得ない。迅速な判決に到達するように、SIB

る。大蔵省(インサイダー取引と相場操縦に関す して優先担当事項も責任分担も不明なことであ

視)、SFO(重大詐欺)、SIB(一部の調査権 ド銀行(銀行法の責任)、証券取引所(市場監 る政策)、DTI(調査・訴追権限)、イングラン の再検討に寄せられた多くのコメントが、詐欺、 の分散と重複は何とかしなければならない。今回 の監督)等となる。このような証券市場監督責任 限、取引所監督、証券取引に関する自主規制機関 59

下で可成り改善される。) 資金が要求されるのであり、諸機関の機能配分に 取引記録の維持、調査と立件準備のための権限と 責任を持つ政府が十分検討されたいと書いた。 (いうまでもないが、水平的境界の問題は新法の

よう示唆している。望ましい事であるが、完全な

が、この九二―九三年という年は、証券規制シス ージ氏は、法改正を要求せず、自主規制を温存し乍 テム改革の論議が実に高潮した時期であった。ラ ラージ・レポートは九三年五月に公表される

形の相場操縦、インサイダー取引が対象になる。 は、不正の防止、摘発および処罰であり、凡ゆる 次のように語った。SIBの最重要の役割の一つ 呼んだ。またラージ氏は、九三年一○月の講演で ら、SIBを基準設定者として傘下機関に基準励 上記の証券犯罪抑圧のための提言は大きな反響を 行を求めるという方向を打ち出すのに止めたが、

規制者側に責任の押し付け (passing the buck)

が起っており、市場不正行為の精密な定義づけが て民事規制機関と刑事訴追者の間で実情に即した 必要である。その上で、調査と立件の分野におい

罰金制裁を課すことで、刑事手続に依存すること 決定が行われなければならない。詐欺や窃盗は検 による結果の不確実さが避けられようという。 察の分野になるが、案件によっては、規制機関が

は、労働党政府が九八年に突然持ち出したことで はなく、その五年も前から行詰り打開策として語 このように、証券犯罪の民事解決ということ

60

性」と「金融犯罪の削減」が入ってくる素地が形 FSAの規制目的(第二条)として「市場の信頼 すべきなのかが真剣に論じられ、後に新法の中で られていたことなのである。 そしてこの時代に、証券の中央規制機関は何を

作られたといえると思う。

罪の訴追の任務を負う重大不正捜査局(SFO) について少々触れておく必要がある。

次の大蔵委員会報告書に移る前に、大型証券犯

SFoについて

イギリスは、伝統のなせる業といえようか、比

安維持、生命財産の保護、犯罪の予防と捜査の責 較的近年まで警察に訴追権限があった。警察は治

任を負う。その責任を果たす重要手段の一つが、

訴局長が置かれ、捜査権限が無く、困難かつ複雑 被疑者を裁判所へ引致して遂行する権限であると な事案に限っての訴追の引継ぎを行うようにな いうことである。一八七九年に内務大臣任命の公

S る。一九八五年犯罪訴追法の制定によって、イギ た。犯罪の捜査と最初の訴追判断が警察に、訴追 リス検察庁(Crown Prosecution Service―CP が創設され、警察から訴追権限が分離され

の審査、遂行がCPSの任務とされるようになっ

た。

さてここに、イギリスで重大不正(serious

fraud) に対する関心が高まり、その効率的解決

を実現するため、ラスキル委員会の勧告に基づく 一九八七年刑事裁判法の制定によってSFOが誕

生する。CPSの長である検察長官と同様に法務 総裁によって局長が任命され、法律家、会計士、

雑な不正」(serious or complex fraud)であると 認定すれば、被疑者に限らず誰にでも関係情報、 訴追の両方を遂行できる。局長が「重大または複

令状も請求できて、正当な理由なしに要求に応じ

投資が次第に増大し、その犯罪は複雑なため専門 なければ有罪とされる。イギリス大衆の証券市場 回答、書類提出を要求することができ、立入捜査の

知識が必要であると共に迅速に処理できることが

上級警察官等を配下に持つことが許されて捜査と

要請されたのである。このSFOの活動開始は一 ビス法が本格的に発効したのと同時であった。 九八八年四月のことで、奇しくも八六年金融サー

その活動ぶりは大方の期待に反するものであっ このようにして開始されたSFOであったが、

九五年大蔵委員会報告書

た。九五年に入ってからは、既に九年経った旧法 サービス業規制の諸問題について審議を開始し 下院大蔵委員会は、一九九四年一月から金融

されているかが審議され、九五年一○月多くの証 下の証券規制が十分機能しているかどうか、九三 言と覚書を含む大部の報告書が公刊された。 ここ 年のラージ・レポートの勧告、提言が適切に生か

取り上げる

では、専ら証券不正の抑圧に関する審議の部分を

SFOが提出した覚書によれば、九五年三月まで の一年間に七二件の案件を取り扱っており(表 委員会は当然、SFOに対して証言を求める。

連であった。過去七年間の裁判での有罪率は六二 二、三参照)、そのうち三九件が金融サービス関

こそが証券市場の名声を失墜させるのであり、迅 慎重過ぎることになる。) しかし、 大型証券犯罪

%であるという。(この数字が高過ぎると訴追が

速で適切な処罰に追い込むことがSFOの存在意 義である。ブルー・アロー、ギネス、ベアリング

してきた。そして、九三年一一月にSFOが扱っ

非難が集中した。八〇年代に成功していた証券業 たレビット事件の判決があって、一挙にSFOに

そこに不正があったということである。三年間の 捜査と公判の結果、法律上二年間の禁固刑が必至

ス、BCCI等の処理においてSFOは評判を落 者が倒産し、多数著名人を含む犠牲者が出たが、

イギリスの新しい市場不正行為規制

表 2 1994/5年 SFO が捜査・訴追した案件の出所

警察	21
SFO	15
貿易産業省(DTI)	12
自主規制機関(SRO)	6
イギリス検察庁(CPS)	4
イングランド銀行	2
その他	12

表 3 1994/5年の SFO 取扱案件 (72件) の内訳

銀行その他金融機関への不正	21
会社債権者への不正	21
投資家への不正	14
中央・地方政府への不正	5
金融市場相場操縦を含む不正	4
その他	7

引」にステープル局長が関与しており、禁固刑を いた。SFO側と被告側の顧問弁護士間の「取 におけるSFOの対応の追求になり、延々と長引 やかであったが、途中から一転してレビット事件 委員会のSFO局長に対する証言聴取は最初穏

〇の案件処理の仕方に対する不信が残った。 結局委員会報告書には、規制体制全体の評価

課さない「取引」に応ずる指示を出したのではな

いかという疑惑であり、局長は否定したが、SF

とであった。

照らして判断される傾向があり、これまでのSF が、一般大衆の目からはSFOの成功と不成功に 的に有罪判定に持ち込むだけでなく、罪刑が妥当 〇の業績に一般は納得していない。詐欺漢を効率

ト事件の「取引」を批判した。

なものでなければならないと書かれ、暗にレビッ

SFOをSIBに合併させることの是非、新たな 問題で証言が求められたのは、SFOとの関係 委員会において、SIB委員長が規制執行上の

罪答弁取引」(訴因の一部の有罪を訴答して量刑 nity service) 義務で放免となった。それは「有

を軽くして貰う)が行われた結果であった。

とみられたが、一八○時間の公共奉仕(commu-

いて別に変った回答はしなかったが、一つだけ強

権限の必要性等であった。ラージ氏はこれ等につ

調したのは、SIBが罰金賦課権について議論を

進めており、民事解決の方法の中では罰金による

64

のが一般に分かり易く重要と考えているというこ

報告書は、ラージ・レポートに書かれた 有罪

答弁取引」を活用することについて、規制機関が

場が弱いと感じている被告が有罪答弁して判事の は難しいという判断を下した。イギリスでは、立 これに関わるのは現行刑事法制慣行の制約の下で

判断が思わぬ方向に行ってしまう懸念があり、そ

いようである。 の種の「取引」自体に対して警戒感がもともと強

事長ソープ氏、ロンドン証券取引所理事長ローレ しい懸隔を縮めるための意見として、IMRO理 また報告書は、民事手続と刑事手続の間の甚だ

として、具体的な勧告とはならなかった。 ンス氏の証言にも注目するが、更に検討を要する

う提案が出てきて不思議ではないところに来てい て刑事手続よりも規制機関の罰金処分で臨むとい の中でも一定の分野、例えば市場不正行為に対し こうして些か行詰り状態になったが、証券犯罪

たといえよう。

二、議会における審議

FSAの市場不正行為コード案

労働党政府による新法の諮問草案の公表は一九

九八年七月末であったが、その一カ月以上前の六

月一一日に、FSAは (Code) 案諮問文書を発表していた。このこと 市場不正行 為 の 規約

力してFSAが出すべきコードの内容を検討して は、大蔵省とFSAの間で可成り前から秘かに協

きたことを窺わせる。

される新法の市場不正行為規定違反の証拠とな 蔵省の方針といえるが)、コード違反は今後制定 このFSAコード諮問文書によれば(それは大

るූ ②原状回復または被害補償、 法規定違反に対しFSAは、①利益の吐き出 ③ 罰 金、 4 F S

り、コード遵守は規定違反しなかった証拠にな

された者は不服申立審判所に付託する権利を持 A調査費用の支払、を命ずることができる。命令

制費用に充当されるが、FSAはこの権限行使の ち、立証責任はFSAにある。罰金はFSAの規

方針についてステートメントを出す義務がある。

た時にそこで使用されない。インサイダー取引 限を行使して聴取した内容は、刑事手続に発展し 資物件」を命令により指定する。FSAが調査権 またFSAは、裁判所に差止命令を請求できる (提案中)。大蔵省が、適用される「市場」と「投

CPS、DTIの何処に付託するかのガイドライ に該当するとみられれば、訴追権を持つSFO、 (九三年刑事裁判法)、相場操縦(旧法第四七条)

決定する上で重要と考える情報を「関連情報」と 布)と特権情報の不正利用(インサイダー取引) して、誤解を招く情報の流布(いわゆる浮説の流

制のためのコードは、先ず、市場利用者が取引を

ンに従って付託先を決める。「市場不正行為」 規

ficial transaction)、需給締付け 格操作 (price manupilation) の三つがあると (squeese)、価

の両方に関係する。相場操縦には架空取引(arti-

する。

FSAコード草案における説明の線で、パート六 月末)の新法草案の中で、市場不正行為規定は 大蔵省の諮問形式(コメント勧誘期限九八年一

して挿入された。ここで少々先回りして言ってお 消える。議会において、例え民事であると主張し ても、EC人権条約に照らせば本質は「刑事」で わっただけでなく、タイトルから「民事」の語が (penalty)) となり、条項が増えて精密さが加 けば、新法ではパートハ(市場不正行為の制裁 (市場不正行為の民事罰金制裁 (civil fine)) と

66

あるとされたからであった。

大蔵委員会と両院合同委員会

同委員会の設置は議会手続上始めてのことで、 れ、次いで上下両院合同委員会で審議された。合 この新法草案が先ず下院大蔵委員会で審議さ 政

府がその勧告を取捨し、法案を修正したものが本

格法案として改めて上程されるのであり、「法案 上程前精査」と呼ばれる。

資者保護を焦点とする審議が中心で、市場不正の

大蔵委員会は、報告までの期限が短かいため投

とだけ勧告した。ただFSAの証言聴取に際し、 十分な証拠があれば正規の刑事手続に依存するこ 的に有用な手段としてこれを諒承した。そして、 民事制裁の問題に余り踏み込まなかったが、基本

件、SROの付託含む)のは刑事訴追が余りに困 難なので断念しているのかと質問し、FSAは、 近年刑事訴追付託が激減している(九三年六三 有罪四四件に対し、九七年一二件、有罪四

ておきたい。

限と刑事権限の間のパートナーシップを予期して よってのみ達成できるものもある。法案は民事権 なためである。しかし、確かに詐欺の刑事訴追に は消費者の補償、制度の修復、問題の周知に有効 確かに近年は従来民事解決に依存しており、それ

> おり、決して刑事解決を断念している訳ではない と答えたことが注目される。

新法草案は九八年 | 二月二 | 日に議会に上程さ

れ、四月末までの報告が要求された。この合同委 れる。両院合同委員会は翌九九年二月末頃編成さ 員会が、市場不正規制案に真っ向から取り組んだ

の諮問に応じて提出されたコメント(二三〇)と

訳であるが、その審議内容に立ち入る前に、

政府

政府見解をまとめた「プログレス・レポート」が 同年三月五日発表されているので、先づこれを見

制の改善を望んでいた。提案の細部に対しては あったが、一部の者は民事制裁よりも現行刑事法 市場不正規制提案について、大多数が賛成

三つの懸念が表明された。①EC人権条約上「刑 事」に分類されると思われるから、抵触しないた

めの手当を講ずること、②不正の「意思」の存在

67

かしい。③民事制裁が適用される規定の文言が不なくとも結果のみの判断で罰金が課されるのはおが規定されないのは不公平であり、不正の意思が

②に対して、政府は提案の目的が一般人の市場明確である、ということであった。

「「「不明確が残るだろうが、FSAが作成・周知さます」」。 まけ途を塞ぐためであり、確かに市場参加者をいた。③に対しては、政府は意識的にそうしたといいかであって行為の背後の意思は問わないのだとして、の信頼性を守ることであり、市場に影響したか否

ンサイダー取引、相場操縦という刑事犯罪規定とを決めることになるとする。また、規定文言をイせる「市場行為コード」が適用される行為の種類

日公表されたが、多数の証言、覚書を収める尨大合同委員会の(第一)報告書は九九年四月二七

もっと広い範囲で市場不正を考えているとした。同じにすべきだという意見に対しては、政府は

なものになった。

場不正規制体制の必要性という点で、原則的に承委員会として、先ず現行刑事犯罪を補完する市

一括削除して、次の立法の機会に再提案せよと証ブハウス氏が、余りに欠陥が多いから関連条文を認した。しかし、上院議員で法卿の一人であるホ場不正規制体制の必要性という点で、原則的に承

言する程紛糾の元になった。

先ず第一に、

「市場不正行為」

の規定文言の問

になるという多くの証言があった。確実性と柔軟たいが、定義を明確にしないと何が不正かが不明題である。政府は一般的用語の文言で広く適用し

規定に依存する筈であり、明文上の定義を置くこSAコードが準備するとしても、結局は実際の法性のバランスの問題であり、確実性は基本的にF

第二に、不正の意思の問題である。政府としてとが勧告された。

は市場の効率的運営が重要であり、取引する者の

- 68 -

らかの「避難港」(safe harbor)を設けるべきだ 会長も、偶然に生じる違反を訴追しないとする。 結果だけを問題にしようとする。 FSAデービス 倫理的責任を追求しない。意思ではなくて行為の しかし、不正の意図のなかった真っ当な人間に何

守、の三つの方法が検討された。 遵守、②取引前にFSAから「ノー・アクション と委員会は考えた。それには、①FSAコードの ・レター」を貰う、③公認投資取引所の規則遵

け、それはFSAが市場不正を意図していたこと を立証する場合を除くとすることを勧告した。そ 会として、コード遵守が避難港となる規定を設 正行為を防止できない点が指摘された。 結局委員 意図的に不正行為を行う際どい悪慣行や新種の不

れ以外の方法は問題があるが、FSAが取引前の

違反懸念を除去するガイダンスを出すという案を

立し、新法の成立予定の二○○○年の秋には発効

政府が検討するように勧告した。

であった。委員会は、多くの証言と提出覚書から 権条約上は刑事として扱うべきではないかの問題 第三に、政府提案は民事にしているが、EC人

く、シティの国際的地位に影響する。 が敗北すればイギリス金融業界にダメージが大き SAに対し条約に基づく訴訟が提起され、FSA 判断して刑事と考えざるを得ないと結論した。

F

the Protection of Human Rights and Funda-ここで少々EC人権条約 (Convention

①の方法を採用する場合、コード遵守を装って

mental Freedoms—ECHR) について説明す ると、一九五三年に多数イギリス法律専門家も参

化である「一九九八年人権法」が九八年一一月成 公正な裁判手続を謳っている。この条約の国内法 の結果の刑が前もって明確であること、第六条が 画して制定された。 第七条が罪刑法定主義で行為

for

が、兎も角、議会で人権の条項に敏感だったので スで立法の必要がないと主張した上院議員もいた する筈になっていた。国内法化には、今更イギリ

政府は、この二つの報告書の勧告を受けて修正を HR上の問題点を一層洗い直すように求め、更に 一カ月を要して第二報告書が作成、公表された。

この合同委員会報告書に対し、上下両院がEC

証券レビュ に政府が「合同委員会に対する政府回答」を公表 するという手順が踏まれた。この議会上程と同時 行い、九九年六月一七日に本格法案を下院に上程 しているので、最後にこれをみることにしよう。

リコード遵守が絶対の抗弁になる修正を行うこと 態度を取った。②避難港の問題では、勧告のとお 上の更に明確な規定については、市場利用者が十 分知っており、コードの記載によって十分という

市場不正行為規制について、①不正行為の条文

う。

避難港にならないという除外規定はむしろ有害で 対した。③人権条約抵触の問題では、もともと政 あるとし、FSAがガイダンスを出すことにも反 にした。しかし、FSAが不正を立証するときは

府は独立の審判所やFSA市場コード等の手当で 金手続きでも利用しない、法的援助制度を導入す 十分であると考えたが、更に強制された供述を罰

る等の修正を行った。

規制上の新たな胎動といえるであろうイギリスの

の討議に触れる余裕がないが、世界的にみて証券

本稿は、本格法案の上程までで本会議、委員会

70

動きを理解する上で、幾らか参考になろうかと思

注

(2)

(1) June 21, 2001 Financial Services Authority, "Handbook Notice 1",

「英金融サービス機構はリバイアサン(怪物)か」(上)、

(下)、本誌第四一巻第四号、第五号

- 「適格機関」となったFSAの制裁権(第九一条)になって営利会社化することになったので、新法の中では代って院に上程された本格法案に記載されたが、その後取引所がドン証券取引所を指しており、一九九九年六月一七日の下3)これはあくまで「上場に関する適格機関」としてのロン
- 4 Andrew Large (SIB chairman), "Financial Services Regulation—Making the two-tier system work", No-rember, 1993.なお、 マックスウエル事件とラージ・レポートについては、本誌第三四巻第五号「イギリス証券規制の最近の動向」(三)を参照されたい。
- ⑤ 原文は、"Too much fraud goes unpunished: the regulators are looking in the wrong direction." である。
 ⑥ International Securities Regulation Report, "SIB Chairman Calls for New Approach for Financing Mar-

ket Investigations", November 2, 1993, P7

イギリスの新しい市場不正行為規制

(7) SFOの仕事が大変難しいものであることについて二代目局長ステープル氏のペーパーがある。 George Staple, "Reflections on the work of the Serious Fraud Office", July 1996, (一The Emerging Framework of Financial Regulation (edited by C.A.E. Goodhart), Central Banking Publications 2000)

- ® Treasury and Civil Service Committee, "The Regulation of Financial Services in the U.K." (Sixth report), I, II, III, 23 October 1995
- ⑨ 例えば、Financial Times, "Levitt's Law"(editorial) November 30, 1993. "The Untouchables in the Spotlight"(article), December 10, 1993
- Financial Services Authority, "Market Abuse", Part I, II., June 1998
- HM Treasury, "Financial Services and Markets Bill" Progress Report, March 1999
- ② Joint Committee on Financial Services and Markets, "Draft Financial Services and Markets Bill" First Report, Vol. I, II, 27 April, 1999
- Human Rights Act 1998

(13)

(15)

- 道 注迎と同じ。Second Report, 27 May 1999
- Government Responce to Reports of the Joint Committee on Financial Services and Markets".

HM Treasury, "Financial Services and Markets Bill-

(なかむら としお・当研究所嘱託研究員)